

在沖米軍基地における枯れ葉剤の使用、貯蔵とその処理に対する意見書

2011年8月14日の新聞報道によると、米国在住の元在沖米軍人が、1969年に猛毒であるダイオキシンを含む枯れ葉剤が入った55ガロン容量のドラム缶数十本を北谷町海沿いの返還地に埋めたと証言している。

また、8月7日には、泡瀬通信施設を含む在沖米軍基地に駐留した元軍人ら100人以上が散布、貯蔵、運搬したことで健康被害を受けたとして、退役軍人省に被害の認定を申請しており、元軍人の駐留した施設は、在沖米軍基地の広範囲に及ぶことも報道されている。

2007年7月にも、米軍は1961年から62年に米軍北部訓練場などで猛毒のダイオキシンを含む枯れ葉剤を散布したとして、当時作業に携わった元米兵が後遺症を認定されていたことが明らかになったとの報道がなされたが、米側の「枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたことを示す資料、証言や記録はない」との回答に対し、日本政府の対応は今回と同様、米側に事実関係を確認するのみであり、周辺住民の不安は払拭されないままである。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から在沖米軍基地における枯れ葉剤の使用、貯蔵とその処理に対し下記事項について強く要求する。

記

1. 日本政府は、独自に健康被害者への事実確認と現地調査を実施し、速やかに事実究明をすること。
2. 返還前、返還後の米軍基地環境調査の実施と情報公開を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

沖縄市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長